

西ベンガル州のロックダウン期間延長について
(対象期間: 令和4年3月16日～3月31日)

西ベンガル州政府は、令和4年3月15日(火)までの期限で、州内全域で実施しているロックダウン措置を、夜間外出禁止令(午前0時から午前5時まで)を含む制限内容を継続の上、3月31日(木)まで延長することを発表しました。

ただし、ホーリー祭り開催に伴い、令和4年3月18日(金)の午前0時から午前5時のみ夜間外出禁止令は一時解除となります。

※ エッセンシャルサービスや緊急時の移動は、夜間外出禁止令の対象外となります。

今後、ロックダウン措置の更なる延長、制限内容の変更などといった可能性もありますので、公的機関や報道等から引き続き情報収集に努めてください。

また、在留邦人の皆様におかれては、マスクの着用、3密の回避、ソーシャルディスタンスの確保、頻繁な手洗い及び手指消毒など、引き続き感染対策に御注意ください。

【御参考: 西ベンガル州政府ホームページ】

(1) 西ベンガル州政府新型コロナウイルス感染症に関するホームページ

<https://wb.gov.in/COVID-19.aspx>

※ ロックダウンのガイドラインは、同ホームページの「Guideline for lockdown measures」欄に掲載されます。

(2) 本件に関する令和4年3月10日付州政府発表が掲載されている当地報道機関 Twitter

<https://mobile.twitter.com/ANI/status/1503714883648770055?cxt=HHwWjsDStYeuo4pAAA>

(お問い合わせ先)

在コルカタ日本国総領事館 領事班

電話: +91-(0)33-3507-6830(代表)

領事班緊急連絡先: +91-(0)98310-13184

email: ryoji_kolkata@cc.mofa.go.jp

※このメールは在留届、たびレジに登録されたメールアドレスに配信されております。

※「たびレジ」簡易登録をされた方で、メールの配信を変更・停止されたい場合は、以下のURL から停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>

※災害や騒乱等が発生した際、ご家族、ご友人、同僚を守るため、一人でも多くの方に安全対策に関する情報が届くよう、在留届(3か月以上の滞在)の届出、又はたびレジ(3か月未満の滞在)の登録を、お知り合いの方や出張者・旅行者にご案内いただけますようお願いいたします。